

様式 2

第 号

県の回答（対応状況等）

令和 8 年 7 月 8 日

（ご意見標題）復帰 50 年平良孝七展に係る調査委員会について

（担当課）文化振興課

（ご意見要約）以下の 4 点について教えて欲しい。

- (1) 「復帰 50 年平良孝七展に係る調査委員会」（以下、委員会）は、なぜ「廃止」となったのか、その経緯と根拠について。
- (2) 委員会が「廃止」した機関名と同名になっているのはなぜなのか、その理由について。
- (3) 「廃止」した委員会は、県が設置する第三者機関とみなしてよいのかどうか、その認識の如何について。
- (4) 委員の構成が 5 人から 3 人に、しかも 3 人とも弁護士資格者に限定されたのはなぜなのか、その理由について。

（回 答）

(1)への回答

委員会廃止の経緯については次のとおりです。なお、委員会廃止の根拠としては、次の経緯を踏まえ、設置要綱を廃止したことによるものです。

- 令和 6 年 3 月に第 1 回委員会の開催後、委員長から、現在の委員会では第三者性に問題があるとの意見があった。
- 委員長の意見を各委員に説明し、その後、令和 6 年 9 月に非公式の会合を開き、今後の方向性等について意見交換を行った。
- 令和 6 年 11 月に委員長が委員を辞任した。
- 代わりの法律委員を選任できず、委員会が開催されずにいる中、令和 7 年 6 月にもう 1 人の法律委員が辞任した。
- 委員会のあり方について検討した結果、第三者性を大事にし、公正中立な評価を受け入れてもらえる環境をつくる観点から、委員会を再編することとし、令和 7 年 8 月に委員会の廃止を通知し、同年 10 月に新たな委員会を開催した。

(2)への回答

委員会の再編と考えており、同一の名称を引き継いでおります。

(3)への回答

令和6年3月に設置した委員会は、県が定めた設置要綱に基づき、沖縄県立博物館・美術館の対応等を評価・分析し、今後の企画運営等のあり方を検討することを目的に、客観性・公平性をもって調査するため設置したものと認識しています。

(4)への回答

委員の構成は、第三者性を確保する観点から、弁護士により構成することとしました。

また、事案の複雑さに鑑み、2名であった法律委員を3名としました。